

## 「熊野町東部地域防災センター」プロポーザル

### 講評

審査委員長・山本理顕

・平成 30 年の豪雨による土砂災害で、熊野町も甚大な被害を受けた。将来も想定される風水害・震災などの災害に対応可能な防災拠点施設としてこの「東部地域防災センター（仮称）」が計画された。同時にそれは、従来まで使われていた「東公民館」の立替として、地域コミュニティのさらなる活性化の試みでもあった。

不慮の災害に対しては、単に施設の強靱化だけが問われる訳ではない。熊野町の日常生活にどれだけ豊かなコミュニティ意識が実現されているか、ということが同時に問われるのである。つまり、この「東部地域防災センター（仮称）」は、お互いに助け合うという、その本来の意味での自治活動の中心なのである。いつでもここに来れば誰かに会える。災害時だけではなく、日常生活においても地域社会の中心であり、その中心であることを示すシンボルになるような建築が求められている。

そのシンボル性を強く意識した提案が〈藤本案〉それと〈大西・百田案〉であった。一方で、そうしたシンボル性を批評的に捉えながら、防災機能、生活機能を充足しようとしたのが〈乾案〉で、この三者を中心に議論がたたかわされた。

・〈藤本案〉は「大階段」と「灯台」である。灯台はどこからでも見える。いつでもどこからでも見えるということは、それだけでも住人たちに安心感を与えるだろう。幅員 15 メートル~22 メートル、高低差 3.5 メートルの「大階段」は、強烈な印象を住人たちに与えると思う。シンボル性という意味では、五つの作品の中でも最も強いインパクトを持っている。

でも、高低差 3 メートルの大階段を上り下りするのは誰なのだろう。高齢者や車いすの人は無理かも知れない。横にスロープが用意されているけど、そのスロープはあくまでも大階段の補助的なものでしかない印象である。助け合って大階段を登る、「子供からお年寄り、子供連れの家族まで、様々な人々が介助しながら昇る」（応募者説明文から）というのは見ようによっては美しい光景だと

は思うが、違う見方をすればかなり過酷な光景でもある。結果的にそのような光景になる可能性もあるということで、それを目的としてこの建築がつけられるというのは、転倒しているようにも思う。目的とその結果の転倒である。「様々な人々が介助しながら階段を昇る」という光景は最悪の自然状況の時の結果の一つであって、それを目的としてこの建築がつけられるという考え方は、この建築の存在をあまりに特殊なものにしてしまっていないだろうか。“防災ホール”は日常の公民館活動の中心でもある。その“防災ホール”が大階段の下に押し込められてしまっているように見えるのは、その特殊性が目的になってしまった結果である。

この建築の目的は、災害に強いということと同時に、日常生活の中でどのようにコミュニティー意識を育てることができるか、ということである。その目的のためには建築は何ができるのだろうか。

・〈大西・百田案〉は「らせん」である。らせん状のスロープが二階の“防災ホール”に繋がっている。スロープは大きく弧を描いて“イベント広場”を囲んでいる。“らせん状の壁”は熊野川氾濫の直撃から施設全体を守る防潮板でもある。同時にそのスロープは“イベント広場”からの避難動線でもある。何よりもこのらせん状のスロープが囲む“イベント広場”は、一階の“地域ボランティアビューロー”や“地域カフェ”と一体になって、災害時だけではなく、日常的な様々なイベントに対して十分な汎用性を持つだろう。ここに来れば何だか楽しい。そういう建築になっているように思う。日常生活におけるシンボル性とは、そういう意味である。

・〈乾案〉は「地域の家」である。

“防災ホール”を中心とした公民館活動は二階部分に配置し、一階のエントランスホールに面して、“地域ボランティアビューロー”と“地域カフェ”が配置されているという、極めて合理的な配置計画である。

災害時には公民館活動のための部屋が、そのまま町民たちの生活空間になるという提案も現実的である。

この地域の住宅のつくられ方を参考にした“ユカ”と呼ばれる小判型形状の“プラットフォーム”がこの提案の骨子である。なぜ“プラットフォーム”なのか。初神地区周辺を綿密に調査して、多くの農家が土塁を築いて水害を守り、その

土塁の上に住宅を建てるという形式を持っていることを発見したからである。

“プラットフォーム”が土塁である。一階がRC造、二階が軽い構造の鉄骨造という構造形式もこの土塁と住宅との関係を踏襲している。

住民たちとのワークショップをどのように行うのか、空調計画、コスト・コントロール、行政のはたすべき役割とは何か、行政の責任とこの建築との関係については、この〈乾案〉が飛び抜けて緻密に考えられていた。

確かに、行政による管理という側面ではとても良く考えられているけれども、熊野町の住人たちの自由裁量という側面から見たときには、もう少しその余地があっても良かったのではないかと思った。二階部分の小判型の“プラットフォーム”は機能的に配置された諸室以外の残余部分がほとんどない。わずかなテラスも発電機やオイルタンクや受水槽置き場である。あるいは災害時の「屋外物干しゾーン」である。一階のピロティー部分も、運動広場というにはあまりに狭くないだろうか、天井高 2.7メートルはちょっと低すぎないか。

できるだけ機能的に、できるだけコンパクトに、そしてできるだけローコストを目指すという〈乾案〉の強い意志はとてもよく分かる。そして、そのためには無用なシンボリズムは排されるべきだという、設計者の態度もよく分かる。それは期せずして〈藤本案〉的シンボリズムに対する批判になっていた。

確かに、この建築が単に行政側の都合のみによってつくられるなら、この建築においてシンボリズムは無用である。しかし、この建築は一方で住人たちの自主的なコミュニティー活動のための建築である。この建築の主体は熊野町の住人なのである。この建築は熊野町の人びとの自治活動のための建築である。そのように考えた時、その自治活動のシンボルになってほしいと願う事は、設計者として大切な視点なのではないだろうか。

住人の活動の舞台がこの建築である。そういう舞台のようなシンボル性が真に求められているのだと思う。

・〈高池案〉は可動式テントによって被われた広場が提案の中心である。

一階に配置された“防災ホール”が広場に面しているから、活動の多くはこの広場に集中することになる。この可動のテントの構造システムは良く考えられているし、諸室はコンパクトにまとめられている。ただ、あまりにもこの広場の計画に設計者の意識が偏り過ぎてしまったようにも思う。村上徹委員が指摘したように、裏と表があまりにもはっきりしすぎてしまっている。この計画で

は裏として扱われている北側には緑地と住宅地、そして小学校が間近に見える。むしろこちらの方が正面と言ってもいい景観なのである。

・〈宮本案〉は“居蔵づくり”の屋根の形が特徴的である。

この地域に見られる伝統的な民家の屋根の形をこの「熊野町東部地域防災センター」の建築に取り入れるという計画である。この屋根の形は極めて特徴的ではあるけれども、それよりも通り抜けの道がこの建築の魅力だと思う。この通り抜けの道に面してもっと徹底して諸室を配置するべきではなかったと思う。しゃもじのような大きなテラスの形もちょっと唐突感が否めない。二階部分を被う巨大な白い屋根の形も、この“居蔵づくり”の屋根と調和させるのはかなり難しい。

「熊野町東部地域防災センター」は熊野町の住人たちの自主的活動（自治）の舞台である。

この舞台という側面から見る限り〈大西・百田案〉がこの場所に最も相応しいのでは無いだろうか。これが、熊野町の人びとの前で、時に提案してくれた設計者との真摯な議論の交換を通じて、審査を託された委員会メンバーが出した結論である。

「らせん」によって囲まれた広場は、自主的な活動の舞台として、様々な使い方を誘起させる力がある。「らせん」の下に組み込まれた小さな空間、そして“地域カフェ”や“ボランティアビューロー”はこの舞台をサポートする空間装置としても良く整えられている。「らせん」の上は、広場を見下ろす観客席にもなるし、“防災ホール（地域コミュニティセンター）”への参道でもある。

この広場の使い方を熊野町の住人たちと話あってほしい。単なる防災広場としてではなく、未来の熊野町はどうあるべきなのか、熊野町の人びとにとってこの舞台は未来への希望である。その未来について住人たちと話合ってもらえたら、この広場はさらに魅力的な広場になるだろう。

この建築の形は住人たちが誇ることのできるような熊野町のシンボルになると確信する。